



福岡県県産リサイクル製品  
認定マーク



第19回で認定されたフラワーポット  
(原料：ペットボトルキャップ)

令和7年6月23日

循環型社会推進課  
直通：092-643-3372  
内線：3497  
担当：月成

## 「県産認定リサイクル製品（愛称：ふくる）」 第20回認定申請の受付を開始します！

～「ふくる」は制度創設10周年！！～

7月1日（火）から7月10日（木）まで、「県産認定リサイクル製品（愛称：ふくる）」の第20回認定申請を受け付けます。

「ふくる」は、資源の循環的な利用と県内のリサイクル産業の育成を目的として、間伐材や再生プラスチック等を使用するなど、環境に配慮した一定の基準を満たす生活関連製品を認定し、その利用を促進するもので、平成27年の制度創設から10周年を迎えます。フラワーポットやトイレトーパーパー、文具など現在115製品が認定されており、広く流通しています。

県では、引き続き「ふくる」の認定及び利用の拡大を進めていきます。

### 1 本認定制度の特徴

- (1) 県内リサイクル産業の育成を図るための制度です
- (2) 認定基準は、グリーン購入法に準じて、再生素材や含有率等を定めています
- (3) 県での率先利用や積極的な広報を行い、広く利用促進を図ります
- (4) 認定製品を一定額以上使用した事業所は、県競争入札参加資格審査の加点を受けることができます

※ 本認定制度の詳細はホームページを参照してください。

<https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>



### 2 主な認定要件

- (1) 県内製造等 (2) 認定基準適合 (3) 関係法令遵守 など

### 3 申請対象者

リサイクル製品の製造・加工・製造委託等を行う者



#### 4 認定対象品目（21分類）

- (1)紙類(コピー用紙、トイレットペーパー等) (2)文具類(ファイル、バインダー等)
- (3)オフィス家具等(いす、棚等) (4)制服・作業服等
- (5)インテリア・寝装寝具(簡易ベッド等) (6)作業手袋 (7)その他の繊維製品
- (8)農業資材(園芸用品、肥料等) (9)照明
- (10)容器・包装材(包装用緩衝材、紙トレイ等) (11)家庭用繊維製品(糸、織物)
- (12)その他文具類(展示用パネル・プレート等) (13)その他繊維製品(体育マット)
- (14)日用品・家庭用品(かばん類、飲食器、レンジフードフィルター、消臭剤等)
- (15)食品(調味料、加工食品) (16)燃料(重油代替燃料)
- (17)間伐材又は低位利用木材を使用した製品 (18)段ボールを使用した製品
- (19)使用済み牛乳パックを使用した製品 (20)イ草端材を使用した製品
- (21)再生ゴムを使用した製品

#### 5 申請受付期間

令和7年7月1日(火)～令和7年7月10日(木)の開庁日(9:00～17:00)

※持参される場合は事前に電話にて申請(提出)日時の予約をお願いします。

※郵送の場合は、令和7年7月10日(木)必着で提出をお願いします。

#### 6 申請方法

認定申請書に必要書類を添えて提出してください。

※認定申請書の様式は、本制度ホームページからダウンロードできます。

※申請については、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、審査委員会の意見を聴いた上で認定を行います。

#### 7 提出先及び問合せ先

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係

TEL: 092-643-3372

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7